

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

2月の行事予定

3(㊦)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館
5(㊦)	第4支部新年懇親会	18:30	南国飯店
9(㊦)	第9支部ボウリング大会	17:45	世田谷オークラブウル
	第9支部懇談会	19:30	シュクランキッチン
10(㊦)	第6支部新年会	18:30	ヴェルデスバ
11(㊦)	第4支部東京ト` 竹村ほか見学会	8:45	東京ト` 竹村ほか
12(㊦)	源泉部会役員会	14:00	玉川区民会館
	★源泉部会研修会	15:00	玉川区民会館
15(㊦)	組織委員会	18:00	法人会事務局
	青年部会SKT連絡会議・交流会	17:30	BAR&GRILL REBECCA
	組織委員会	18:00	法人会事務局
17(㊦)	★第1・2・3支部合同地域税務研修会	18:00	野村證券自由が丘支店
	第3支部意見交換会	20:00	Chinese Restaurant爆香房
18(㊦)	★新設法人説明会	13:30	玉川区民会館
	★第11支部話し方教室	18:00	丸山工務店
19(㊦)	青年部会全体会議	18:30	奥沢周辺
20(㊦)	【たまでんBOARD 3月号原稿締切】		
25(㊦)	広報委員会	17:30	法人会事務局

3月の行事予定

10(㊦)	第9回総務委員会	18:00	法人会事務局
11(㊦)	第6回委員長部会長会議	18:00	法人会事務局
16(㊦)	青年部会全体会議	18:30	尾山台周辺
17(㊦)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館
18(㊦)	正副会長会議・会館建設委員会 理事会	15:00 18:00	法人会事務局 玉川区民会館
20(㊦)	【たまでんBOARD 4月号原稿締切】		
24(㊦)	第1支部役員会	18:00	榊井上香料製造所
25(㊦)	広報委員会	17:30	法人会事務局

2月・3月の行事予定は1月25日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで



新春記念講演会で講師の津村禮次郎先生
(平成28年1月20日 セルリアンタワー東急ホテルにて)

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局 ● 東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索

E-mail: tamagawa@blue.ocn.ne.jp

理事会・委員会・支部活動報告

第4回 理事会

日時：11月26日(木) 18時～20時
場所：玉川区民会館

4階 集会室

出席者：47名

- 1 会長より業務遂行状況の報告
- 2 税務署長挨拶
- 3 報告事項
 - (1) 法人会事業報告
 - (2) 常設委員会、支部・部会報告



阿部会長挨拶



ご挨拶の宮下法人第一統括官



理事会の様子

- 4 審議事項
 - (1) 長期会費滞納会員について
 - (2) 委員会委員の変更について
 - (3) 平成28年度事業予算について
- (3) 総務委員会報告
- (4) 組織委員会報告
- (5) 広報委員会報告
- (6) 厚生委員会報告
- (7) 社会貢献委員会報告
- (8) 公益事業推進委員会報告
- (9) その他

第4支部

税務研修会

日時：11月27日(金) 18時30分～

場所：玉川区民会館

4階 集会室

出席者：19名

11月27日(金)18時30分より玉川区民会館4階にて、第4支部の税務研修会を開催いたしました。今回の研修会は世田谷区役所からマイナンバー準備室の加野係長と税務署から木村審理担当上席のお二人に講師をお願いし、「マイナンバーについて」の講義をお願いしました。前半の18時35分から40分間、世田谷区役所の加野係長から、後半の19時15分から木村上席にマイナンバー制度の基本を説明していただき、平成28年1月から社会保障や税の行政手続きでマイナンバーが必要になるという仕組みの講義を行っていただきました。

その後、質疑応答を行いました。一部の方にはまだ通知が届いていない中での講義でしたので、まだまだ理解が不十分な様子で「もう少し勉強しなければ」という意見も多く聞かれました。



税務研修会の様子



講師の世田谷区役所 加野係長



講師の玉川税務署 木村上席

ゴルフ同好会

ゴルフ同好会より

玉川法人会ゴルフ同好会は、ゴルフを通じて各企業間の情報交換や親睦の場としてこれからも実施していきたいと思っています。女性メンバーもたくさんいます。

ゴルフコンペでは豪華賞品を用意していますので、是非皆さま参

カラオケ同好会

歌は心身のリフレッシュ にはぴりぴり!!!

玉川法人会カラオケ同好会は、平成14年2月に発足して本年度丸14年を経過しました。

腹の底から声を出すのは健康にも大変よいようです。

現在、同好会加入メンバーは約30名ですが、メンバーの皆様は益々元気にハリキッテおります。

若い人、お歳の人、また男性、女性を問いません。ぜひ、この機会に「カラオケ同好会」に一度足を運んでみて下さい。

(代表幹事 桑島常之)



加してくださいます。
(代表幹事 鈴木準之助)



ボウリング同好会

Let's bowli Come on together!

ボウリング同好会は、毎月1回第3週か4週に、高津のラウンドワンで練習会をやっています。毎回5、6人と小人数ですが初級から中級者が主体のアットホームな感じの会です。近くを通りかかった、急にボールを放りたくなった、軽く運動をしたくなった、ゴルフ以外に何かスポーツをしたい、ついでに一杯やりたい、などなど、気が向いたらどうぞ！当日でも

(代表幹事 上平 亮)

同好会のお問い合わせ先

参加してみませんか

◎ご希望の方は、下記の代表幹事にお問い合わせ下さい。

- | | | | |
|-----------|-------|-------------------|---------------|
| ・ワイン研究同好会 | 猿渡 昌枝 | (株)サイトウ | TEL 5799-9829 |
| ・釣り同好会 | 中山 豪夫 | (株)アイ・エス・デイ | TEL 3702-5938 |
| ・ゴルフ同好会 | 鈴木準之助 | (株)鈴浅 | TEL 3709-1965 |
| ・カラオケ同好会 | 桑島 常之 | 旭理化(株) | TEL 3700-0327 |
| ・ボウリング同好会 | 上平 亮 | ジーコン・インターナショナル(株) | TEL 3415-8012 |

法人会の「平成28年度税制改正に関する提言」まとまる

法人実効税率20%台の早期実現と 中小企業の活性化に資する 税制措置を強く求める！

法人会の「平成28年度税制改正に関する提言」が、9月16日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国82万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

○消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を

和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度を

構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

○社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながる客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げ

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

は、2017年4月に確実に実施されることになった。これは財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

○消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

○軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとするので、導入の必要はない。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置の見直し」で対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正

に価格転嫁できるようつ、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

○マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を

抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

○アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある。「20%台」は早期に実現すべきである。○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○中小企業投資促進税制につ

いては、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。○少額減価償却資産の取得額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。○平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設が必要である。

III 地方のあり方

○地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指

摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。○我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

IV 震災復興

○今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhonjinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

information

申込みは 法人会事務局まで
FAX 03-3707-4992

どなたでも参加できます

第1・2・3支部 「地域税務研修会」のお知らせ

【入場無料】

開催日時： 平成28年2月17日(水) 午後6時から7時45分まで
開催場所： 野村證券自由が丘支店 地下会議室（東京都目黒区自由が丘2-10-9）
参加費： 無料 また参加者には軽食をご用意致します。
定員： 80名（先着順）
申込締切： 2月10日(水)までにFAXにて事務局へ：3707-4992
第1部： 税務 研修会 午後6時より6時30分
題目： 平成28年税制改正のあらまし
第2部： 一般 研修会 午後6時30分より7時30分
題目： 「知っておきたいお葬式のマナー」

第11支部 「支部話し方研修会のご案内」

【入場無料】

開催日時： 平成28年2月18日(木) 18:00より20:00まで
(簡単な軽食を用意いたします)
開催場所： 丸山工務店 3階（世田谷区桜新町2-14-12）
議題： 第6回話し方研修会（全7回）
参加費： 無料
研修内容： 3分間スピーチ
申込締切： 2月16日(火)までにFAXにて事務局へ：3707-4992

会員参加限定です

第6支部 「新年会のご案内」

【参加費：3,000円】

開催日時： 平成28年2月10日(水) 午後6時30分から20時30分まで
開催場所： ヴェルデSPA（玉川高島屋S・C南館6F TEL03-3709-2222）
参加費： 3,000円（新入会員は無料です）
定員： 80名（先着順）
申込締切： 2月8日(月)までにFAXにて事務局へ：3707-4992
第1部： 税務 研修会 午後6時より6時30分
題目： 平成28年税制改正のあらまし
第2部： 一般 研修会 午後6時30分より7時30分

玉川法人会ではこの他にも各種事業を行っておりますのでホームページを是非ご覧ください

<http://www.tamagawa.or.jp>

玉川法人会

検索

新入会員のご紹介

第8支部

会社名：日清管財株式会社

代表者：杉田 浩一（スギタ コウイチ）

会社住所：世田谷区上馬4-25-5

電話：03-3410-5141

F A X：03-3410-5147

E-mail：info@nissei-kanzai.co.jp

ホームページ：http://www.nissei-kanzai.co.jp

業務内容：新築物件のオプション販売・リフォーム

法人会とは

●よき経営者をめざすものの団体それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単位会、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

●法人会は企業の間から自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

“**美しさ**”を追求する
Cosmetic & Beauty **ベストパートナーとして...**

豊富な経験と実績によるノウハウで **化粧品・医薬部外品 OEM** をサポートします。
御社に合わせた多品種小ロットから大量生産まで全て自社生産で対応致します。

半世紀の実績と自社工場を持つ化粧品と医薬部外品の
受託製造専門メーカーです。



- 基礎化粧品
- ヘアケア化粧品
- メイクアップ製品
- 浴用化粧品
- 粉体や塩などの加工原料の処理

粉末、液体、練り状など剤形を問わないものづくりができます。

TÖYÖ <http://www.toyo-kasei.co.jp>

東陽化成株式会社 東京都世田谷区駒沢1丁目17番17号 真成ビル5階

TEL 03-5431-3080

ISO 9001:2008
登録番号 JQA-QM5543

平成 28 年 1 月

玉川法人会会員の皆様へ

玉川税務署

御社の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い
～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、所得税及び復興特別所得税の確定申告の季節となり、各税務署において還付申告書の受付が始まっています。

そこで、御社の社員の皆様に国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」（平成 28 年 1 月 4 日（月）から 3 月 31 日（木）まで開設予定）を御案内いたします。

この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を入手することができるほか、申告書の作成にとっても便利な「確定申告書等作成コーナー」を御利用いただけます。

つきましては、「あなたの確定申告をサポートします～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～」を特集ページ内の「源泉徴収義務者の方」に掲載していますので、次ページを参照の上、ファイルをダウンロードし、社員の皆様に配付又は回覧などにより情報提供していただければ幸いです。

また、社員の皆様への情報提供は、平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間の末日である平成 28 年 3 月 15 日（火）には終了していただくよう重ねてお願いいたします。

※「確定申告特集ページ」へは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からアクセスできます。

【問合せ先】

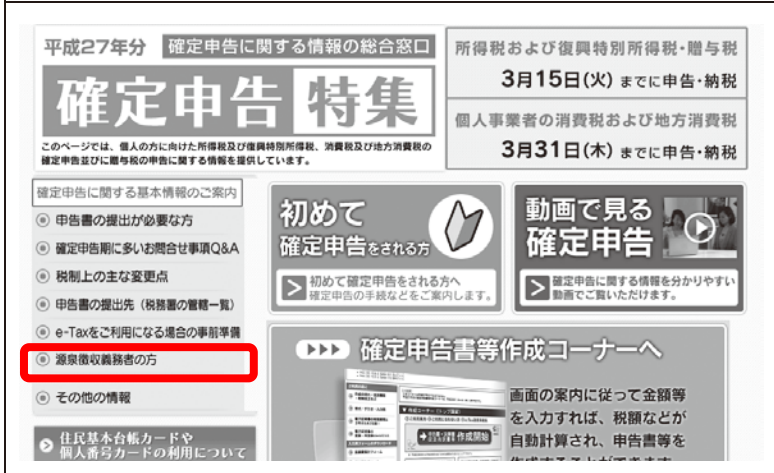
東京国税局 国税広報広聴室 広報係

TEL 03(3542)2111 内線 2074、2076

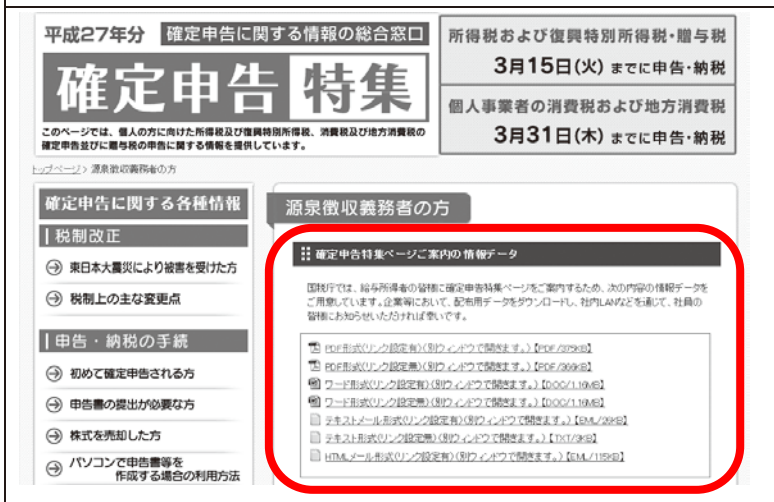
ダウンロードの手順



① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリックし、「確定申告特集」ページへ移動する。



② 「確定申告特集」ページ内の「源泉徴収義務者の方」をクリックする。



③ 7種類のファイルの中から、いずれかのファイルをダウンロードする。

※ダウンロードファイルのイメージ



ファイルは、国税庁ホームページへのリンク設定の有無等により、以下の7種類を提供しています。

ファイル形式		HTML	Microsoft® Word	PDF	テキスト
リンク設定	有	○	○	○	○
	無	○	○	○	○

※「Microsoft®Word」は、米国 Microsoft Corporation の、米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

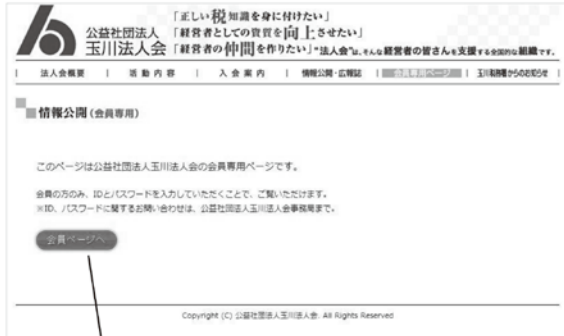
ホームページをご活用ください！【会員専用ページのご利用方法】

玉川法人会では、ホームページワーキンググループを開催し、
会員のみなさまにとって“使いやすい”ホームページのあり方、方法について話し合いを重ねています。

**「会員専用ページ」のパスワードが、
2014年4月から変更されています。**

(新パスワードは「たまでんBOARD4月」に同封の書類をご覧くださいか、事務局にお問い合わせください。)

**①玉川法人会TOPページの「会員専用ページ」ボタンをクリックしてください。
または、「玉川法人会 会員専用ページ」で検索してください。**



②会員専用ページの入口のページです。

より詳細な内容を確認するには、下の「会員ページへ」のボタンを押して次のページに進みます。

The screenshot shows a login window titled '認証が必要' (Authentication Required). It contains the URL 'http://www.tamagawa.or.jp:80' and the text 'サーバーでは、ユーザー名とパスワードが必要です。サーバーからのメッセージ: Member Site'. There are two input fields: 'ユーザー名:' and 'パスワード:'. At the bottom, there are two buttons: 'ログイン' (Login) and 'キャンセル' (Cancel).

③小さなウインドウに「ID」と「パスワード」の2つを入力してください。

※セキュリティの都合で、IDとパスワードは変更の都度、事務局からご案内しております。ご不明な方は、お問い合わせください。

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひご覧ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

法人会事務局よりお願い

代表者名、所在地、電話番号等の変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい
事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992 E-mail: tamagawa@blue.ocn.ne.jp



「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズのバナーをご用意しております。

<http://www.tamagawa.or.jp/jyoho/banner.html>

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

28年2月分の源泉所得税の納付期限	28年3月10日(木)
27年12月決算法人の確定申告期限・納付期限	28年2月29日(月)
28年6月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	28年2月29日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	28年2月29日(月)

28年3月決算法人の第3四半期分、28年6月決算法人の半期分・第2四半期分、28年9月決算法人の第1四半期分

消費税の、
期限内納付を
お願いいたします。